

2 碧高第 1 7 号
令和 2 年 4 月 8 日

各 位

碧南市健康推進部高齢介護課
課 長 三 島 翁
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係るサービス担当者会議及び
モニタリング実施の取扱いについて（通知）

日頃より本市の介護保険運営にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策を徹底して
いただいているところです。

つきましては、みだしのことについて、新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少す
るまでの当面の間、本市としての対応方針を下記のとおりとします。

記

1 サービス担当者会議の開催について

新型コロナウイルスの影響により、サービス担当者会議を開催することができない場
合は、電話やFAX等での照会等により意見を求めることができるものとします。その
場合も、その内容を記録し、5年間保存することが必要となります。

なお、担当者等を召集して会議を開催する場合は、参加者には手洗い、マスク着用を
呼びかけるなど感染防止を徹底してください。

2 モニタリングの実施について

新型コロナウイルスの影響により、1月に1回以上、利用者の居宅を訪問してのモニ
タリングを実施できない場合は、利用者の状況の把握において、電話やFAX等による
方法を活用し、その経過や内容、面接できない理由等を記録しておくことで、基準上の
モニタリングを実施したものとします。

なお、必要と認める場合には、感染防止を徹底した上で、利用者の居宅を訪問するこ

とも含めた対応をお願いします。

3 留意事項

上記の対応方針については、一律に「訪問は不要」、「会議は不要」というものではありません。ケアマネと利用者の安全を守りながら、利用者の生活や心身の状態の維持向上に資するよう、適切な対応をお願いします。

※上記の対応方針の終了時期に関しては、状況を判断して通知します。

【連絡先】

碧南市健康推進部高齢介護課介護保険係

〒447-8601 碧南市松本町28番地

TEL : 0566-95-9889 (直通)

FAX : 0566-46-5510

E-mail : koureika@city.hekinan.lg.jp